



ひと、暮らし、みらいのために

厚生労働省

Ministry of Health Labour and Welfare

資料6

# 多文化共生の推進に関する研究会資料

～地域での安定した就労の支援～

令和2年5月15日

厚生労働省

# 目次

## **1. 我が国の外国人労働者の現状 . . . . . P 1**

## **2. 地域での安定した就労の支援 . . . . . P 7**

- (1) 地域で就労する外国人をとりまく状況の変化
- (2) 相談・支援体制の充実
- (3) 地域での安定した就労を支える拠点（外国人専用窓口）
- (4) 新型コロナウイルス感染症に関する外国人への多言語での情報発信

## **3. 地方公共団体との連携 . . . . . P15**

- (1) 国と地方公共団体の雇用対策協定
- (2) 雇用対策協定による連携事例
- (3) 地域定着に向けた連携施策（地域外国人材受入れ・定着モデル事業）

# **1. 我が国の外国人労働者の現状**

# 日本で就労する外国人のカテゴリー（総数 165.9万人の内訳）

出入国管理及び難民認定法上、以下の形態での就労が可能。

## ①就労目的で在留が認められる者 約32.9万人

（いわゆる「専門的・技術的分野の在留資格」）

- ・一部の在留資格については、上陸許可の基準を「我が国の産業及び国民生活に与える影響その他の事情」を勘案して定めることとされている。

## ②身分に基づき在留する者 約53.2万人

（「定住者」（主に日系人）、「永住者」、「日本人の配偶者等」等）

- ・これらの在留資格は在留中の活動に制限がないため、様々な分野で報酬を受ける活動が可能。

## ③技能実習 約38.4万人

- ・技能移転を通じた開発途上国への国際協力が目的。
- ・平成22年7月1日施行の改正入管法により、技能実習生は入国1年目から雇用関係のある「技能実習」の在留資格が付与されることになった（同日以後に資格変更をした技能実習生も同様。）。

## ④特定活動 約4.1万人

（EPAに基づく外国人看護師・介護福祉士候補者、ワーキングホリデー、外国人建設就労者、外国人造船就労者等）

- ・「特定活動」の在留資格で我が国に在留する外国人は、個々の許可の内容により報酬を受ける活動の可否が決定。

## ⑤資格外活動（留学生のアルバイト等） 約37.3万人

- ・本来の在留資格の活動を阻害しない範囲内（1週28時間以内等）で、相当と認められる場合に報酬を受ける活動が許可。

「専門的・技術的分野」に該当する主な在留資格

在留資格	具体例
教授	大学教授等
高度専門職	ポイント制による高度人材
経営・管理	企業等の経営者・管理者
法律・会計業務	弁護士、公認会計士等
医療	医師、歯科医師、看護師
研究	政府関係機関や私企業等の研究者
教育	中学校・高等学校等の語学教師等
技術・人文知識・国際業務	機械工学等の技術者、通訳、デザイナー、私企業の語学教師、マーケティング業務従事者等
企業内転勤	外国の事業所からの転勤者
介護	介護福祉士
技能	外国料理の調理師、スポーツ指導者、航空機の操縦者、貴金属等の加工職人等
特定技能	特定産業分野（注）の各業務従事者

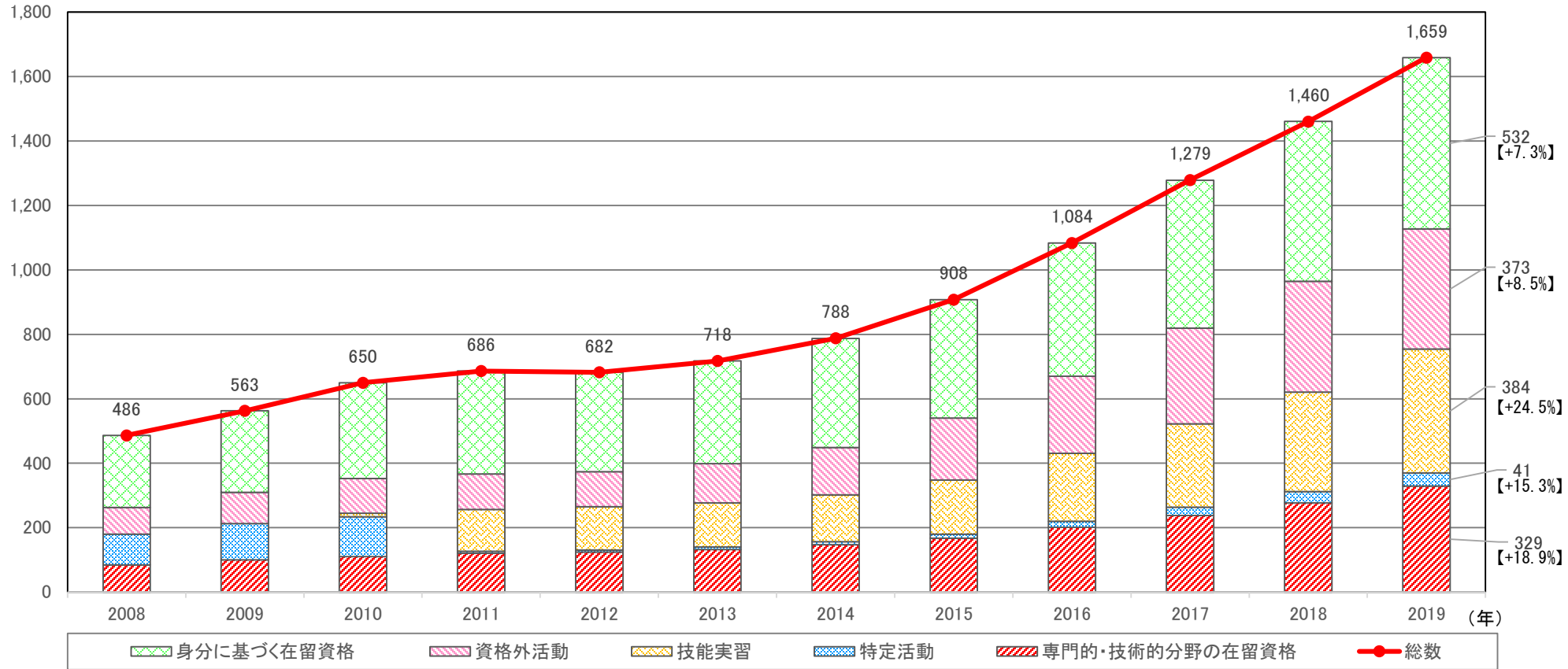
（注）介護、ビルクリーニング、素形材産業、産業機械製造業、電気・電子情報関係産業、建設、造船・船用工業、自動車整備、航空、宿泊、農業、漁業、飲食品製造業、外食業（平成30年12月25日閣議決定）

※ 外国人雇用状況の届出状況（令和元年10月末現在）による。外国人雇用状況届出制度は、事業主が外国人の雇入れ・離職の際に、氏名、在留資格、在留期間等を確認した上でハローワークへ届出を行うことを義務づける制度（労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第28条）。なお、「外交」、「公用」及び「特別永住者」は対象外である。

# 在留資格別にみた外国人労働者数の推移

- 日本で就労している外国人は、2019年10月末時点で過去最高の165万8804人。
- 在留資格別にみると、「技能実習」(24.5%)、「専門的・技術的分野の在留資格」(18.9%)の伸び率大きい。

(単位:千人)



出典：厚生労働省「外国人雇用状況の届出状況」（各年10月末現在）

注1：【 】内は、前年同期比を示している。

注2：「専門的・技術的分野の在留資格」とは、就労目的で在留が認められるものであり、経営者、技術者、研究者、外国料理の調理師、特定技能等が該当する。

注3：「身分に基づく在留資格」とは、我が国において有する身分又は地位に基づくものであり、永住者、日系人等が該当する。

注4：「特定活動」とは、法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動を行うものである。

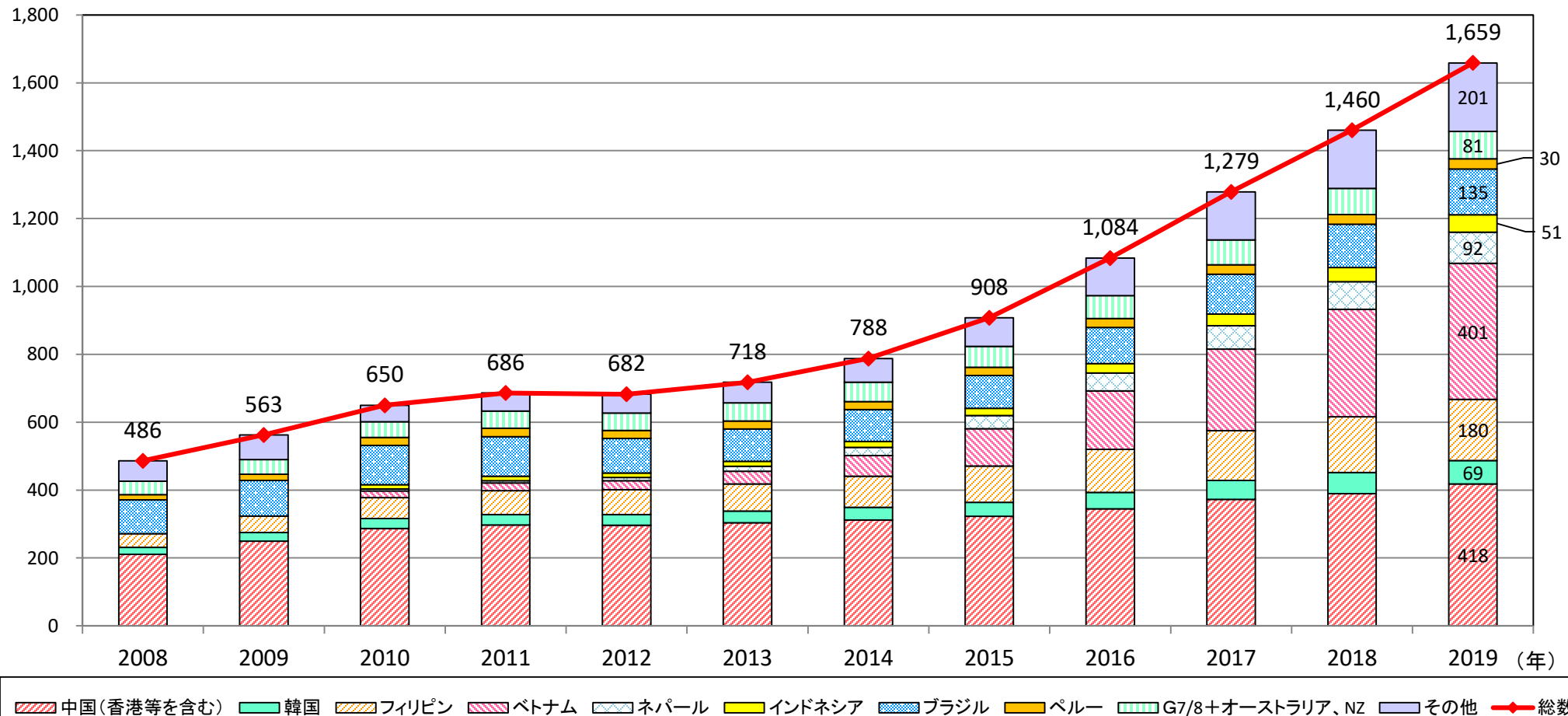
注5：「資格外活動」とは、本来の在留目的である活動以外に就労活動を行うもの（原則週28時間以内）であり、留学生のアルバイト等が該当する。

# 国籍別にみた外国人労働者数の推移

○ 国籍別に直近の状況を見ると、中国が最も多く418,327人で、外国人労働者全体の25.2%を占めている。  
 次いで、ベトナムが401,326人（同24.2%）、フィリピンが179,685人（同10.8%）の順となっている。

○ 直近の推移をみると、特にベトナムについては対前年同期比で84,486人（26.7%）と大幅に増加している。  
 また、インドネシアについては同9,751人（23.4%）、ネパールについては同10,208人（12.5%）増加している。

（単位：千人）



出典：厚生労働省「外国人雇用状況の届出状況」（各年10月末現在）

# 日本で就労する外国人労働者（在留資格・国籍別）

- ベトナムは「技能実習」が48.3%、次いで「資格外活動（留学生等）」が34.2%となっている。
- インドネシアは「技能実習」が63.3%となっている。
- ネパールは「資格外活動（留学生等）」が77.3%となっている。

（単位：人）

在留資格	総数	①専門的・技術的分野	②身分に基づく在留資格	③技能実習	④特定活動	⑤資格外活動
全国籍計	1,658,804	329,034	531,781	383,978	41,075	372,894
中国	418,327	114,856	112,040	86,982	4,938	99,510
韓国	69,191	31,208	25,019	62	3,880	9,021
フィリピン	179,685	11,579	125,197	34,965	5,121	2,819
ベトナム	401,326	49,159	14,646	193,912	6,196	137,410
ネパール	91,770	12,720	4,169	501	3,438	70,942
インドネシア	51,337	4,759	5,830	32,480	2,976	5,291
ブラジル	135,455	1,071	133,943	129	49	263
ペルー	29,554	115	29,274	73	22	70
その他	282,159	103,567	81,663	34,874	14,455	47,568

出典：厚生労働省「外国人雇用状況の届出状況（令和元年10月末現在）」

## **2. 地域での安定した就労の支援**



# 地域で就労する外国人をとりまく状況の変化（平成18年当時）

## 地域における多文化共生推進プラン(平成18年3月27日)- 抜粋 -

### 3. 地域における多文化共生の推進に係る具体的な施策

#### (2) 生活支援

#### ③ 労働環境

#### ア. ハローワークとの連携による就業支援

外国人の就業機会を確保するため、地域のハローワークと連携して就業支援すること。

## 「生活者としての外国人」に関する総合的対応策(平成18年12月25日)- 抜粋 -

### 3. 外国人の労働環境の改善、社会保険の加入促進等

#### (2) 就労の適正化のための事業主指導の強化

外国人労働者の就労実態を的確に把握するため、外国人雇用状況報告を義務化するとともに、「外国人労働者の雇用・労働条件に関する指針」について、必要な事項を法的根拠を持つ指針に位置づけ、当該指針に基づく就労の適正化を推進する。このため関係法律案を次期通常国会に提出する。

日系人等の不安定な雇用、劣悪な就労環境等の就労実態の改善に向けて、事業主に対する指導を強化する。

#### (3) 雇用の安定

職業講話、ガイダンス等による意識啓発を通じ、不就労の若者を職業へと橋渡しするなど、不就労の日系人若年者対策を強化するとともに、日系人労働者の多い公共職業安定所に、日系人の安定した雇用を促進するための体制を整備する。

平成18年当時は、地域で就労する外国人への支援策も基本的なものに限られており、また、対策の対象も日系人等の定住外国人が中心であった。

# 地域で就労する外国人をとりまく状況の変化（現在）

外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（平成30年12月25日）の策定等により、外国人への支援の充実が図られ、対象とする外国人も、我が国で生活・就労するすべての外国人を対象としたものとなった。（→令和元年12月の改訂により更なる支援策の充実が図られた。）

## 外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（改訂）（令和元年12月20日）- 抜粋 - 1

### 3 生活者としての外国人に対する支援

#### (6) 適正な労働環境等の確保

##### ① 適正な労働条件と雇用管理の確保、労働安全衛生の確保

#### 【現状認識・課題】

外国人労働者についても、日本人労働者の場合と同様、適正な労働条件等の確保が極めて重要であるが、外国人労働者は、日本の労働関係法令等に関する知識が十分でない場合も少なくなく、そのこともあって、労働条件等に関する問題が生じやすいといえる。そのため、労働基準監督署等の関係機関において、外国人を雇用する事業主に対する指導や相談支援を更に推進するなど、適正な労働条件と雇用管理の確保、労働安全衛生の確保に努めていく必要がある。

#### 【具体的施策】

- 労働基準監督署において、事業主に対する労働関係法令の遵守に向けた周知等を行う。また、ハローワークにおいて、事業主に対する外国人の雇用状況届出制度や外国人雇用管理指針の周知・啓発、雇用管理セミナーの重点的な開催等、雇用管理改善に向けた相談・指導等の充実を図り、外国人の職場定着を支援する。さらに、外国人労働者の適正な労働条件と雇用管理の確保のため、必要な体制整備を図る。〔厚生労働省〕《施策番号123》
- 技能実習制度については、依然として多くの不正行為事案が発生している状況にあり、外国人技能実習機構の現地検査の能力を強化するために、出入国在留管理庁が把握している技能実習生の情報を共有するなどの措置を講ずる。  
外国人技能実習機構の母国語相談窓口の拡充等により、技能実習の不適正な実施等に関する実習生からの情報を収集する能力を高め、効果的な現地検査につなげる体制を強化する。  
また、技能実習生においても技能実習制度に関する理解や日本で生活する上で必要な情報の入手が行えていない場合もあることから、入国時に配布している技能実習生手帳についてアプリ化することで、技能実習生に対して新たに周知すべき情報等について随時提供すること等を可能とし、技能実習生が技能実習に専念できるよう、その保護を図る。〔法務省、厚生労働省〕《施策番号124》

# 地域で就労する外国人をとりまく状況の変化（現在）

## 外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策(改訂)(令和元年12月20日)- 抜粋 - 2

- 我が国の安全衛生対策に関する知識が乏しく、あるいは日本語に不慣れな外国人労働者が少なくないことに鑑み、外国人労働者向けの外国語による安全衛生教材や外国人労働者を雇用する事業主向けに、特定技能外国人の受入れ分野(14分野)等に対応する安全衛生教育用視聴覚教材を開発するとともに、関係省庁、業界団体等に対してそれら視聴覚教材の活用方法を周知するほか、視聴覚教材等を用いて外国人労働者に理解できる安全衛生教育を実施するよう事業主を指導・支援する。視聴覚教材については、現在、日本語を含む11言語で作成しているところ、対応言語を拡充して14か国語対応とするほか、VR技術等を用いた危険体感教育用教材を作成する。併せて、危険有害業務に係る補助教材等の充実を図るなど、外国人労働者の労働災害の防止対策のためのツールを充実・強化する。〔厚生労働省〕《施策番号125》
  - 都道府県労働局や労働基準監督署に設置している「外国人労働者相談コーナー」、同相談コーナーに来訪できない方への「外国人労働者向け相談ダイヤル」、労働基準監督署の閉庁時間に労働相談を受け付ける「労働条件相談ほっとライン」のそれぞれについて、対応言語を現行の9か国語から14か国語に拡大する(日本語を含む)。〔厚生労働省〕《施策番号126》
  - 事業主と外国人労働者の意思疎通を促進し、外国人労働者の職場定着のための事業主の取組を支援するため、以下の措置を講ずる。
    - ・ 労働条件等に関する事業主と外国人労働者の間のトラブルの発生予防に資するよう、労働契約等で使用頻度の高い単語や例文を各国語に翻訳した多言語辞書を作成し、事業主や外国人に周知する。
    - ・ 外国人が自らの労働条件等を十分に理解し、適正な待遇の下で安心・納得して就労を継続し、その能力を発揮することができるよう、外国人特有の事情に配慮した事業主の雇用管理改善の取組に対する助成措置を新設する。
    - ・ 外国人就労・定着支援研修事業の知見を基に外国人労働者の職場定着のための研修のモデルカリキュラム(仮)を作成し、外国人を雇用する企業等へ周知する。
- <再掲>〔厚生労働省〕《施策番号120》
- 都道府県労働局の雇用環境・均等部(室)及び総合労働相談コーナーにおいて、新たに「多言語コンタクトセンター」(電話通訳)の活用等により、職場におけるハラスメントや解雇等のトラブルに関する相談対応等の多言語化を図る。〔厚生労働省〕《施策番号127》
  - 事業者から所轄の労働基準監督署長に報告される「労働者死傷病報告」の情報等から外国人労働者の労働災害の傾向、原因等を分析し、今後の労働災害防止対策に活用する。〔厚生労働省〕《施策番号128》

# 地域で就労する外国人をとりまく状況の変化（現在）

## 外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策(改訂)(令和元年12月20日)- 抜粋 - 3

### ② 地域での安定した就労の支援

#### 【現状認識・課題】

在留外国人の増加やその多国籍化・多言語化に伴い、ハローワークにおける相談対応の多言語化を図ることが求められているとともに、これらの外国人について、円滑な就職活動を可能とし、その就労の安定を図ることが必要とされている。また、前記のとおり我が国での就職を希望する留学生に対し、より一層の就職支援が必要である。

#### 【具体的施策】

- 多言語コンタクトセンターの対応言語について、3か国語を新たに追加し14か国語とすることで機能強化を図る。また、通訳員を配置しているハローワークについて、各地域の実情を踏まえ、対応言語の追加の検討を行うほか、多言語翻訳システムについて試行的に導入しその効果を測定することにより、ハローワークにおける相談体制等の更なる整備を図り、円滑な就職支援を実施する。〔厚生労働省〕《施策番号129》
- 特定技能外国人を含む外国人材の地域での安定した就労が確保されるよう、身近な地域での就職を希望する場合には、地域のハローワークにおいて、多言語対応(14か国語)により、地元企業の情報や外国人が応募しやすい求人情報の提供を行うなど、できる限り本人の希望に沿った就職が可能となるよう支援を行う。〔厚生労働省〕《施策番号130》
- 外国人雇用サービスコーナー等において、専門相談員の配置による職業相談や、定住外国人等が応募しやすい求人情報の提供、地方公共団体が設置する一元的な窓口との連携等により、安定的な就労の促進及び職場定着を図る。また、定住外国人等を対象とした、日本の職場におけるコミュニケーション能力の向上やビジネスマナー等に関する知識の習得を目的とした研修事業(外国人就労・定着支援研修事業)について、実施地域及び対象者数の拡充を図る。〔厚生労働省〕《施策番号131》
- 定住外国人を対象とした、日本語能力に配慮した職業訓練を実施するほか、都道府県等の実情に応じ、定住外国人職業訓練コーディネーターの配置を進める。また、好事例の収集及びその周知等を行うことで日本語能力に配慮した職業訓練の実施を希望する地方公共団体を支援する。〔厚生労働省〕《施策番号132》
- 人材開発支援助成金制度の周知・広報を図り、外国人を含む労働者の職業訓練等に取り組む事業主等を支援することにより、その労働者のキャリア形成を促進する。〔厚生労働省〕《施策番号133》

# 地域での安定した就労のための相談・支援体制の充実

## 都道府県労働局・労働基準監督署・ハローワーク等における相談体制の充実

- ハローワークの外国人専用窓口（次頁）において、通訳員を配置する等きめ細やかな就職支援を実施。
- 上記を含む全てのハローワークにおいて、**多言語コンタクトセンター**（電話通訳・令和2年度から14言語に対応）を活用した相談支援を実施。
- 「外国人労働者相談コーナー」**（都道府県労働局や労働基準監督署に設置）、**「外国人労働者向け相談ダイヤル」**（同相談コーナーに来訪できない方向け）、**「労働条件相談ほっとライン」**（労働基準監督署の閉庁時間に労働相談を受付）において、多言語での労働相談を実施。（令和2年度から14言語に対応）
- 都道府県労働局の雇用環境・均等部（室）及び総合労働相談コーナー**において、「多言語コンタクトセンター」（電話通訳）の活用等により、職場におけるハラスメントや解雇等のトラブルに関する多言語での相談を実施。
- 外国人技能実習機構において、**技能実習生に対する多言語での相談や技能実習生手帳（多言語）のアプリ化**を実施。

## 職場や地域における各種支援ツールの普及・活用

- 外国人労働者向け安全衛生教育教材の多言語化（14言語）及びVR技術等を用いた危険体感教育用教材**を作成。
- 労働条件等に関する事業主と外国人労働者の間のトラブルの発生予防に資するよう、**労働契約等で使用頻度の高い単語や例文を各国語に翻訳した多言語辞書**を作成し、事業主や外国人に周知。（令和2年度予定）
- 外国人が自らの労働条件等を十分に理解し、適正な待遇の下で安心・納得して就労を継続し、その能力を発揮することができるよう、**外国人特有の事情に配慮した事業主の雇用管理改善の取組に対する助成措置**を新設。
- 我が国での就労に制限のない身分に基づく在留資格の外国人等を対象として、**職場におけるコミュニケーション能力の向上や、ビジネスマナー、雇用慣行、労働関係法令及び社会保険制度等に関する知識の習得を目的とする研修（外国人就労・定着支援研修事業）**を実施することにより、国内企業における安定的な就職及び職場定着の促進を図る。
- 定住外国人が多く集住する都道府県において、日本語能力に配慮した**職業訓練**を実施。
- 外国人を含む労働者の**キャリア形成を促進**するため、職業訓練等に取り組む事業主等を人材開発支援助成金により支援。

# 地域での安定した就労を支える拠点（外国人専用窓口）

以下の外国人専用窓口において、きめ細かな就職支援サービスを実施（利用者のニーズ・特性に応じたサービス展開）

## ■外国人雇用サービスセンター

- 対象者 - 高度外国人材（就労目的の在留資格の外国人、日本での就職を希望する外国人留学生）に対する就職支援
- 設置数 - 4拠点（東京、愛知、大阪、福岡）
- 支援内容 - 高度外国人材の就業を促進するための中核的施設として、ハローワークの全国ネットワークを活用し、専門的かつきめ細やかな就職支援や合同企業説明会等を行う

## ■留学生コーナー

- 対象者 - 日本での就職を希望する外国人留学生（既卒含む）
- 設置数 - 21拠点（一部の新卒応援ハローワークに設置）
- 支援内容 - 外国人雇用サービスセンターと連携し、担当者制によるきめ細やかな就職支援を実施

## ■外国人雇用サービスコーナー

- 対象者 - 日系人等の身分に基づく在留資格の外国人を中心とした外国人労働者全般
- 設置数 - 129拠点（通訳員を配置しているハローワーク）
- 支援内容 - 地域の特性に応じた言語の通訳員を配置し、専門相談員が就職支援を実施

このほか、全国のハローワーク（544拠点）においても、外国人労働者が離転職した際の職業相談等に対応

# 新型コロナウイルス感染症に関する外国人への多言語での情報発信

○厚生労働省では、外国人が情報を知らないことにより不利益を受けることがないよう、外国人労働者や留学生に向けたメッセージを多言語(16言語)に翻訳したうえで情報発信している。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/jigyounushi/page11\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/jigyounushi/page11_00001.html)

やさしい日本語版

かいしゃ はたら がいこくじん  
会社で働いている外国人のみなさま

しんがた はたら  
新型コロナウイルスのために、あなたが働いている

かいしゃ けいえい わる  
会社の経営が悪くなっているかもしれません。しかし、あ

かいしゃ がいこくじん にほんじん  
あなたの会社は、あなたが外国人だから、あなたを日本人よ

わる あつか つぎ  
りも悪く扱ってはけません。あなたは、次の1~4のよ

き くだ  
うなことに気をつけて下さい。

1. 会社の責任で、会社があなたに「会社を休みなさい」と言ったときは、会社は、あなたにお金（「休業手当」と言います。）を払わなければならない。これは、日本人と同じです。
2. 日本政府は、働いている人を守るために、会社にお金（「助成金」と言います）を払います。このお金は、外国人のためにも、日本人のためにも使うことができます。
3. あなたの子どもの学校は今休みになっているかもしれません。学校が休みになったら、あなたが会社を休まなければならないかもしれません。あなたが会社を休んだとき、あなたは給料が出る休み（「年次有給休暇」と言います）を使うことができます。これも、日本人と同じです。
4. 会社はあなたを無理矢理辞めさせることはできません。会社があなたに会社を辞めてほしいときは、日本人に辞めてほしいときと同じルールを守らなければならない。 【QRコード】

※1~4などで困ったことがあったら、近くの労働局、労働基準監督署、ハローワークに相談してください。

厚生労働省 都道府県労働局 労働基準監督署 ハローワーク

LLD20312外01

「16言語」  
(日本語含む)  
に翻訳

3月に日本の学校を卒業する外国人の学生の皆さん

3月に日本の学校を卒業する外国人の学生のみなさん



4月から日本の会社で働きはじめる

約束をしていたのに、会社から、

「4月から働くことはできません」

と言われていませんか？

そんなときは、近くのハローワークに相談してください！

ハローワークは、「皆さんが4月から働けるようにしてください」と会社に言ったり、皆さんが仕事を見つけるお手伝いをしたりしています。

また、4月からの在留資格について不安な方は、近くの出入国在留管理局に相談してください。

リーフレット一覧

(日本語) (やさしい日本語) (English) (中文(簡)) (中文(繁)) (한국) (Português) (Español) (Tagalog) (ภาษาไทย) (Tiếng Việt) (नेपाली) (Bahasa Indonesia) (සිංහල) (Mongolian) (မြန်မာ)

○このほか、ハローワークに来所する外国人がスムーズに求職活動できるよう「求人票の見方」と「求職申込書の書き方」について多言語で案内。(日本語含む7言語に翻訳)

ベトナム語版

Hướng dẫn đọc phiếu tuyển dụng

### **3. 地方公共団体との連携**



# 国と地方公共団体の雇用対策協定

- ✓ 全国ネットワークで職業紹介・雇用保険・雇用対策を一体的に行う国と、地域の実情に応じた各種対策を行う地方公共団体が、それぞれの役割を果たすとともに、一緒になって雇用対策に取り組み、地域の課題に対応するために雇用対策協定を締結。
- ✓ 雇用対策協定を締結することで、①首長と労働局長がその地域の課題に対する共通認識を持ち、「役割分担」「連携方法」を明確化することや、②連携策のパッケージ化による効果的なPDCAの実施や発信力の強化を図ることが可能になる。

計**205**団体（**47**都道府県**141**市**16**町**1**村）が締結

※47都道府県のうち33都道府県が外国人支援に関する連携を計画（平成31年度） ※令和2年3月末時点

<b>北海道</b> 札幌市	
<b>青森</b> 三戸町 鱒ヶ沢町	
<b>秋田</b> 大館市 大仙市 横手市 秋田市 鹿角市 能代市	<b>岩手</b> 北上市
<b>山形</b> 山形市 天童市	<b>宮城</b>
<b>福島</b> いわき市 南相馬市 会津若松市 郡山市 伊達市 福島市	

<b>佐賀</b>	<b>福岡</b> 北九州市 福岡市 久留米市	<b>大分</b> 宇佐市 中津市 佐伯市 日田市 豊後大野市 大分市 豊後高田市 杵築市	<b>山口</b> 下関市 山口市	<b>島根</b>	<b>鳥取</b> 境港市 鳥取市	<b>兵庫</b> 加西市 加古川市 尼崎市 淡路市 三田市 洲本市 たつの市 南あわじ市 高砂市 豊岡市 丹波市 川西市 伊丹市	<b>京都</b> 精華町	<b>大阪</b> 堺市 東大阪市 高槻市 吹田市 柏原市 寝屋川市	<b>福井</b> 勝山市 坂井市 大野市 あわら市 越前町 敦賀市 福井市 永平寺町 鯖江市 小浜市 越前市 若狭町	<b>石川</b> 珠洲市 金沢市 志賀町 羽咋市	<b>新潟</b> 新潟市	<b>富山</b>	<b>長野</b>	<b>山梨</b> 南部町	<b>静岡</b> 浜松市 磐田市 熱海市 富士宮市 掛川市 沼津市 島田市 三島市 富士市 藤枝市 焼津市	<b>岐阜</b> 岐阜市 中津川市 大垣市 各務原市 飛騨市	<b>群馬</b> 太田市 前橋市 高崎市	<b>茨城</b> 常陸太田市 阿見町 笠間市 大子町 東海村 高萩市 大洗町 北茨城市 鹿嶋市 常総市 八千代町	<b>埼玉</b> さいたま市 志木市 戸田市	<b>千葉</b> 館山市 千葉市
<b>長崎</b>	<b>熊本</b> 熊本市	<b>宮崎</b> 日南市 宮崎市 都城市 小林市	<b>広島</b> 広島市 三次市 福山市	<b>岡山</b> 総社市 倉敷市 岡山市	<b>徳島</b> 鳴門市 美馬市 神山町 吉野川市 三好市 小松島市 阿南市 牟岐町	<b>和歌山</b> 海南市	<b>奈良</b> 吉野町	<b>滋賀</b> 瀬戸市 一宮市 豊田市	<b>三重</b> 松阪市 津市 四日市市 鈴鹿市 伊勢市 桑名市	<b>愛知</b>	<b>愛媛</b>	<b>高知</b>	<b>東京</b>	<b>神奈川</b> 横浜市 横須賀市 小田原市						
<b>沖縄</b> 宮古島市 沖縄市 浦添市 石垣市	<b>鹿児島</b> 志布志市 鹿児島市 始良市 薩摩川内市 南九州市 いちき串木野市 指宿市 鹿屋市 日置市 出水市 霧島市 奄美市 肝付町																			

# 雇用対策協定による連携事例

※各都道府県の事業計画等より抜粋

## 群馬労働局×群馬県

- ・新たな在留資格により受け入れる外国人材の雇用管理体制の整備（企業向けセミナー共催）
- ・マッチングの推進（集住地域における相談体制の整備）
- ・外国人材活用支援（企業向けセミナー共催）

## 群馬労働局×太田市

- ・ハローワークによる出張相談（太田市役所に外国人出張行政相談コーナーを設置し相談（毎週火曜日））  
※現在は新型コロナウイルス感染症対応の関係で窓口閉鎖
- ・外国人労働者雇用事業主への共同訪問指導や外国人学校への職業講話

## 静岡労働局×静岡県

- ・定住外国人を対象とした職業訓練の実施・情報発信。県訓練校への通訳や定住外国人職業訓練コーディネーターの配置 [県]
- ・上記訓練について、ハローワークによる積極的な情報提供及び確実な誘導を行う。 [国]

## 岡山労働局×岡山県

- ・外国人材受入れの環境整備（労働局と県が連携し県内企業に適時適切な情報提供を実施）
- ・外国人留学生等の就職支援（相談対応や就職面接会等のマッチング支援 [国]、留学生等への県内就職の意識付けに向けた県内企業の認知度向上を目的とする交流会等の開催、外国人材の受入の法的手続き等の周知 [県]）
- ・定住外国人等に対する就職支援（多言語による職業・生活相談、行政書士相談、法律相談等を実施）

## 鹿児島労働局×鹿児島県

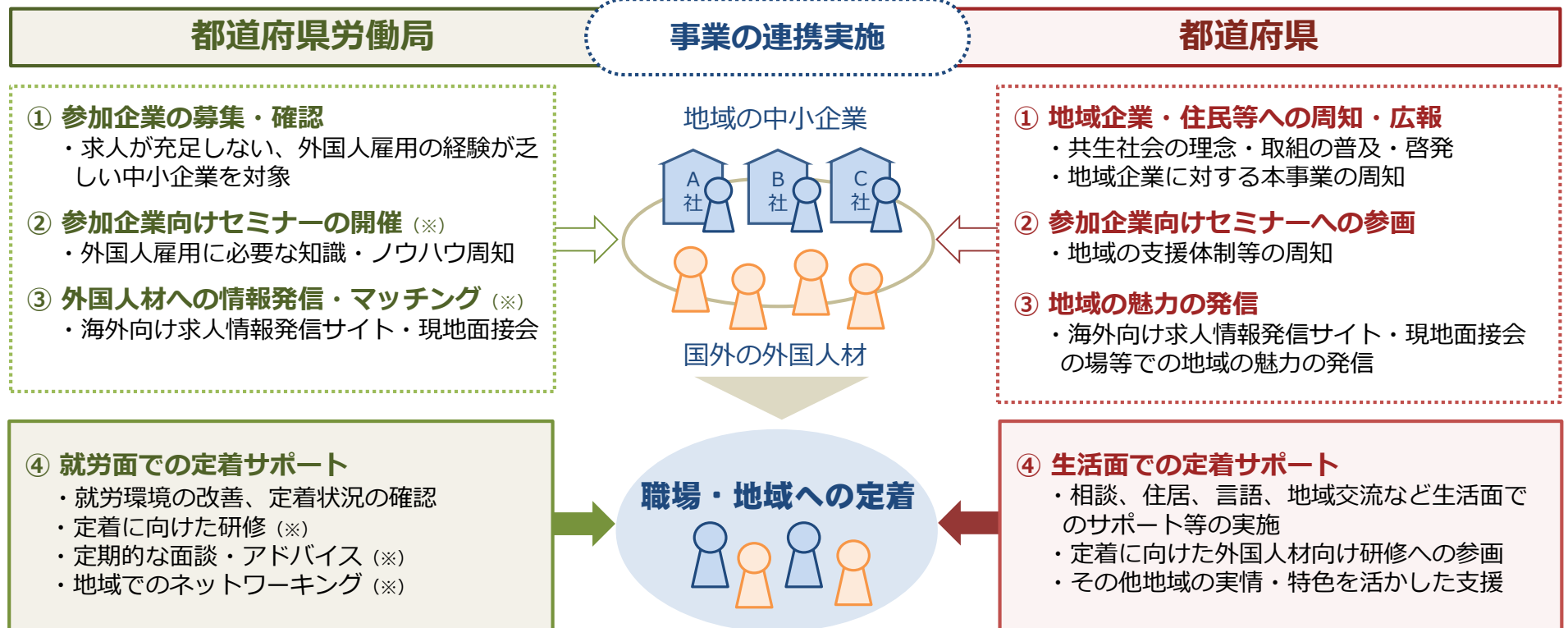
- ・特定技能の在留資格に係る制度の適正な運用を図るため、事業主への周知・啓発を実施
- ・九州ブロック地域協議会（技能実習生）での情報収集により関係機関と連携した技能実習に係る環境を整備

# 地域定着に向けた連携施策（地域外国人材受入れ・定着モデル事業）

令和2年度予算額 428,576 (0) 千円

- 人手不足に対応した外国人材の受入れについては、
    - ①受け入れた外国人材が**都市部等に集中**するのではないか
    - ②中小企業においては受入れや雇用管理に関する**知識・ノウハウ等が十分ではない**といった指摘もあり、外国人材の職場や地域への定着を図るための事例を蓄積し、普及していく必要。
  - 受入れ・定着に積極的な**都道府県（モデル地域）と都道府県労働局が連携**し、地域の特性を活かしつつ、外国人材が**円滑に職場・地域に定着**できるよう協調して施策を実施する。
- ⇒ 定着実績や効果的な支援内容等、2年間の事業成果を**報告書にまとめ、他の地方公共団体等に周知**。

※ モデル地域は、地域産業を担う人材が不足しており、外国人材への魅力発信や共生のための取組を積極的に行う都道府県から公募し、有識者等による委員会にて5地域を上限に選定。選定地域は、都道府県労働局との雇用対策協定を通じて連携。



(※) 国からの事業委託により実施。受託者はそれ以外の取組についても幅広く助言等を行う。  
なお、ハローワークによる国内人材募集・紹介は別途、通常業務として実施。

(注) 都道府県の取組は、県内の市町村、関係団体等と協力して実施することも可能。